

国海環第150号
令和2年2月28日

一般社団法人 日本船用工業会
専務理事 安藤 昇 殿

国土交通省海事局海洋・環境政策課長
石原 彰



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等
に関する規則の一部を改正する省令の一部改正について（周知）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査
等に関する規則の一部を改正する省令（昭和五十八年運輸省令第三十九号）の一部
改正が令和2年2月28日に公布されましたので、ご了知頂きますようお願い致しま
す。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。



令和 2 年 2 月
国土交通省海事局

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令案について

1. 改正の背景

船舶からの硫黄酸化物の放出の抑制については、国際海事機関（IMO）において、海洋汚染防止条約附属書VI（以下「附属書VI」という。）に基づき国際的な規制を策定しており、我が国では、これらを海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）の体系に取り入れ、規制を実施している。

硫黄酸化物（SO_x）放出規制については、2020 年 1 月 1 日から船舶の燃料油中の硫黄分濃度規制を強化（3.5%→0.5%）することが附属書VIに規定されており、当該基準については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 201 号）の一部改正（平成 31 年政令第 163 号）により既に規定しているが、今般、同附属書の規定により本年 3 月 1 日から国際証書の様式改正が行われるため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和 58 年運輸省令第 39 号。以下「規則」という。）の改正を行う必要がある。

2. 改正の概要

附属書VIの規定により本年 3 月 1 日から適用される国際大気汚染防止証書の様式改正に合わせ、規則第 12 号の 5 様式に定める同証書の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和 2 年 2 月中

施行：令和 2 年 3 月 1 日

○国土交通省令第 号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）第十九条の五十四及び第五十四条の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

第 四 章

第 四 章

<p>第十二号の五様式 (第二十六条関係) (略)</p> <p>2.3 硫黄酸化物(SOx)及び粒子状物質 (第 14 規則) Sulphur oxides (SOx) and particulate matter (regulation 14)</p> <p>2.3.1 船舶が、第 14 規則 3 に規定する排出規制海域外を運航する場合 には、</p> <p>When the ship operates outside of an emission control area specified in regulation 14.3, the ship uses:</p> <p>1 硫黄分の濃度が 0.50% m/m 以下の燃料油を使用し、これを燃料油供給証明書で証明し、又は fuel oil with a sulphur content as documented by bunker delivery notes that does not exceed the limit value of 0.50% m/m, and /or..... <input type="checkbox"/></p> <p>2 0.50% m/m 以下の硫黄分濃度の燃料油を使用する場合と少なくとも SOx 放出低減の観点から同様の効果があるものとして、第 4 規則 1 により承認され、2.6 の表に記載された同等物を使用する。 an equivalent arrangement approved in accordance with regulation 4.1 as listed in paragraph 2.6 that is at least as effective in terms of SOx emission reductions as compared to using a fuel oil with a sulphur content limit value of 0.50% m/m..... <input type="checkbox"/></p>	<p>第十二号の五様式 (第二十六条関係) (略)</p> <p>2.3 硫黄酸化物(SOx)及び粒子状物質 (第 14 規則) Sulphur oxides (SOx) and particulate matter (regulation 14)</p> <p>2.3.1 船舶が、第 14 規則 3 に規定する排出規制海域外を運航する場合 には、</p> <p>When the ship operates outside of an Emission Control Area specified in regulation 14.3, the ship uses:</p> <p>1 硫黄分の濃度が下記の基準値以下の燃料油を使用し、これを燃料油供給証明書で証明する。：又は fuel oil with a sulphur content as documented by bunker delivery notes that does not exceed the limit value of: 4.50% m/m (2012 年 1 月 1 日前) 4.50% m/m (not applicable on or after 1 January 2012); or..... <input type="checkbox"/> 3.50% m/m (2012 年 1 月 1 日以後、2020 年 1 月 1 日前) 3.50% m/m (not applicable on or after 1 January 2020); or..... <input type="checkbox"/> 0.50% m/m (2020 年 1 月 1 日以降) 0.50% m/m, and / or..... <input type="checkbox"/></p> <p>2 下記の硫黄分濃度の燃料油を使用する場合と少なくとも SOx 放出低減の観点から同様の効果があるものとして、第 4 規則 1 により承認され、2.6 の表に記載された同等物を使用する。 an equivalent arrangement approved in accordance with regulation 4.1 as listed in 2.6 that is at least as effective in terms of SOx emission reductions as compared to using a fuel oil with a sulphur content limit value of:</p>
--	--

2.3.2 船舶が、第 14 規則 3 に規定する排出規制海域内を運航する場合には、

When the ship operates inside an emission control area specified in regulation 14.3, the ship uses:

- 1 硫黄分の濃度が 0.10% m/m 以下の燃料油を使用し、これを燃料油供給証明書で証明し、又は fuel oil with a sulphur content as documented by bunker delivery notes that does not exceed the limit value of 0.10% m/m, and /or.....

- 2 0.10% m/m 以下の硫黄分濃度の燃料油を使用する場合と少なくとも SOx 放出低減の観点から同様の効果があるものとして、第 4 規則 1 により承認され、2.6 の表に記載された同等物を使用する。 an equivalent arrangement approved in accordance with regulation 4.1 as listed in paragraph 2.6 that is at least as effective in terms of SOx emission reductions as compared to using a fuel oil with a sulphur content limit value of 0.10% m/m.....

2.3.2 船舶が、第 14 規則 3 に規定する排出規制海域内を運航する場合には、

When the ship operates inside an Emission Control Area specified in regulation 14.3, the ship uses:

- 1 硫黄分の濃度が 下記の基準値以下の燃料油を使用し、これを燃料油供給証明書で証明する。：又は fuel oil with a sulphur content as documented by bunker delivery notes that does not exceed the limit value of:
1.0% m/m (2015 年 1 月 1 日前)
1.0% m/m (not applicable on or after 1 January 2015); or.....
0.1% m/m (2015 年 1 月 1 日以後)
0.1% m/m, and /or.....

- 2 下記の硫黄分濃度の燃料油を使用する場合と少なくとも SOx 放出低減の観点から同様の効果があるものとして、第 4 規則 1 により承認され、2.6 の表に記載された同等物を使用する。 an equivalent arrangement approved in accordance with regulation 4.1 as listed in 2.6 that is at least as effective in terms of SOx emission reductions as compared to using a fuel oil with a sulphur content limit value of:
1.0% m/m (2015 年 1 月 1 日前)
1.0% m/m (not applicable on or after 1 January 2015); or.....
0.1% m/m (2015 年 1 月 1 日以後)

2.3.3

第4規則1により承認され、2.6の表に記載された同等物を設置しない船舶にあつては、使用する目的で搭載する燃料油の硫黄分濃度は0.50% m/m以下とし、これを燃料油供給証明書で証明する。

For a ship without an equivalent arrangement approved in accordance with regulation 4.1 as listed in paragraph 2.6, the sulphur content of fuel oil carried for use on board the ship shall not exceed 0.50% m/m as documented by bunker delivery notes.....

(略)

(新設)

0.1% m/m.....

(略)

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和二年三月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に交付されているこの省令による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第十二号の五様式による国際大気汚染防止証書は、この省令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第十二条の五様式による国際大気汚染防止証書とみなす。

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）（抄）

（燃料油の使用等）

第十九条の二十一 何人も、海域において、船舶に燃料油を使用するときは、政令で定める海域ごとに、硫黄分の濃度その他の品質が政令で定める基準に適合する燃料油（以下「基準適合燃料油」という。）を使用しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

- 一 船舶の安全を確保し、又は人命を救助するために必要な場合
- 二 船舶の損傷その他やむを得ない原因により基準適合燃料油以外の燃料油を使用した場合において、引き続き当該燃料油の使用による硫黄酸化物の放出を防止するための可能な一切の措置をとつたとき。
- 2 前項本文の規定は、その品質が政令で定める基準に適合する燃料油を使用する場合において、国土交通省令で定める技術上の基準に適合する硫黄酸化物放出低減装置（船舶からの硫黄酸化物の放出量を低減させるための装置をいう。）を設置し、かつ、国土交通省令で定めるところにより使用するとき、その他国土交通省令で定める技術的措置が講じられているときは、適用しない。
- 3 第一項本文の規定は、基準適合燃料油の入手を予定していた場所において入手できなかった場合にとるべき国土交通省令で定める措置を講じてもなお基準適合燃料油を入手できない場合における燃料油（国土交通省令で定める品質のものを除く。）の使用については、適用しない。
- 4 前項の規定により第一項本文の規定を適用しないこととされた燃料油の使用をしようとする船舶（外国船舶にあつては、当該燃料油を使用して本邦の港に入港をしようとし、又は本邦の沿岸の係留施設を利用しようとするものに限る。）の船長（引かれ船等にあつては、船舶所有者）は、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に通報しなければならない。
- 5 第一項本文の規定は、硫黄酸化物の放出による大気汚染の防止に関する試験、研究又は調査のためにする船舶における燃料油の使用であつて、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ国土交通大臣の承認を受けてするものについては、適用しない。
- 6 前項の承認には、硫黄酸化物の放出による大気汚染の防止のために必要な限度において、条件を付し、及びこれを変更することができる。

（定期検査）

第十九条の三十六 次の表の上欄に掲げる船舶（以下「検査対象船舶」という。）の船舶所有者は、当該検査対象船舶を初めて航行の用に供しようとするときは、それぞれ同表の下欄に掲げる設備等について、国土交通大臣の行う定期検査を受けなければならない。次条第一項の海洋汚染等防止証書の交付を受けた検査対象船舶をその有効期間満了後も航行の用に供しようとするときも、同様とする。

検査対象船舶	設備等
海洋汚染防止設備（第五条第一項から第三項まで、第九条の三第一項、第十条の二第一項又は第十	当該検査対象船舶に設置された海洋汚染

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令 参照条文

- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）（抄）
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）（抄）
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）（抄）

七条の二第一項に規定する設備をいう。以下同じ。)を設置すべき船舶(湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。以下この項の上欄において同じ。)のうち、当該船舶からの油、有害液体物質、ふん尿等又は有害水バラストの排出(有害水バラストを湖沼等に流し、又は落とすことを含む。以下この項の上欄、第十九条の四十八第二項、第四十七条第一項及び第三項、第四十八条第四項、第四十九条の二、第五十一条、第五十五条第一項第六号並びに第五十六条第三号において同じ。)があつた場合における海洋の汚染(有害水バラストの排出による湖沼等の汚染を含む。)を最小限度にとどめるために国土交通大臣の検査を必要とするものとしてその用途、航行する海域、大きさ等の区分に応じ国土交通省令で定める船舶

油濁防止緊急措置手引書、有害液体汚染防止緊急措置手引書若しくは有害水バラスト汚染防止措置手引書又は船舶間貨物油積替作業手引書を備え置き、又は揭示すべき船舶(湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。以下この項の上欄において同じ。)(当該船舶に備え置き、又は揭示された油濁防止緊急措置手引書、有害液体汚染防止緊急措置手引書、海洋汚染防止緊急措置手引書若しくは有害水バラスト汚染防止措置手引書又は船舶間貨物油積替作業手引書(以下「海洋汚染防止緊急措置手引書等」という。))がそれぞれ第七条の二第二項(第九条の四第九項及び第十七条の三第四項(第十七条の六において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。次条において同じ。)又は第八条の二第二項に規定する技術上の基準に適合することについて、国土交通大臣の検査以外の方法により確実に確認することができるものと認められる船舶として国土交通省令で定めるものを除く。)

船舶から排出ガスの放出があつた場合における大気汚染を最小限度にとどめるために国土交通大臣の検査を必要とするものとしてその用途、航行する海域、大きさ等の区分に応じ国土交通省令で定める船舶

防止設備(タンカー又は第九条の三第三項に規定する船舶にあつては、その貨物艙を含む。以下「海洋汚染防止設備等」という。)

当該検査対象船舶に備え置き、又は揭示された海洋汚染防止緊急措置手引書等

当該検査対象船舶に設置された大気汚染防止検査対象設備(第十九条の七第一項及び第二項に規定する原動機、第十九条の二十一第二項に規定する硫黄酸化物放出低減装置、第十九条の二十四第一項に規定する揮発性物質放出防止設備並びに前条第二項に規定する船舶発生油等焼却設備をいう。以下同じ。)

原油タンカー

当該検査対象船舶に備え置き、又は揭示

(海洋汚染等防止証書)

- 第十九条の三十七 国土交通大臣は、前条の検査の結果、当該海洋汚染防止設備等、当該海洋汚染防止緊急措置手引書等、当該大気汚染防止検査対象設備及び当該揮発性物質放出防止措置手引書がそれぞれ第五条第四項、第五条の二、第九条の三第二項若しくは第三項、第十条の二第二項若しくは第十七条の二第五項（第十七条の六において準用する場合を含む。）、第七条の二第二項若しくは第八条の二第二項、第十九条の七第四項、第十九条の二十一第二項、第十九条の二十四第二項若しくは第十九条の三十五の四第二項又は第十九条の二十四の二第二項に規定する技術上の基準（第十九条の七第一項及び第二項に規定する原動機にあつては、承認原動機取扱手引書の記載事項を含む。以下この章において「技術基準」という。）に適合すると認めるときは、船舶所有者に対し、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に關し国土交通省令で定める区分に従い、海洋汚染等防止証書を交付しなければならぬ。
- 2 前項の海洋汚染等防止証書（以下「海洋汚染等防止証書」という。）の有効期間は、五年（平水区域を航行区域とする船舶であつて国土交通省令で定めるものについては、国土交通大臣が別に定める期間）とする。ただし、その有効期間が満了するまでの間において、国土交通省令で定める事由により前条後段の検査を受けることができなかつた検査対象船舶については、国土交通大臣は、当該事由に依つて三月を超えない範囲で国土交通省令で定める日までの間、その有効期間を延長することができる。
 - 3 前項ただし書に規定する事務は、外国にあつては、日本の領事官が行う。
 - 4 行政不服審査法に定めるもののほか、領事官の行う前項の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に關して必要な事項は、政令で定める。
 - 5 前条後段の検査の結果第一項の規定による海洋汚染等防止証書の交付を受けることができる検査対象船舶であつて、国土交通省令で定める事由により従前の海洋汚染等防止証書の有効期間が満了するまでの間において当該検査に係る海洋汚染等防止証書の交付を受けることができなかつたものについては、従前の海洋汚染等防止証書の有効期間は、第二項の規定にかかわらず、当該検査に係る海洋汚染等防止証書が交付される日又は従前の海洋汚染等防止証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して五月を経過する日のいずれか早い日までの期間とする。
 - 6 次に掲げる場合における海洋汚染等防止証書の有効期間は、第二項本文の規定にかかわらず、従前の海洋汚染等防止証書の有効期間（第二号及び第三号に掲げる場合にあつては、当初の有効期間）が満了する日の翌日から起算して五年（平水区域を航行区域とする船舶であつて国土交通省令で定めるものについては、国土交通大臣が別に定める期間）を経過する日までの期間とする。
 - 一 従前の海洋汚染等防止証書の有効期間が満了する日前三月以内に受けた前条後段の検査に係る海洋汚染等防止証書の交付を受けたとき。
 - 二 第二項ただし書の規定により従前の海洋汚染等防止証書の有効期間が延長されたとき。
 - 三 従前の海洋汚染等防止証書の有効期間にかかわらず、第十九条の規定の適用があつたとき。
 - 7 第二項及び前二項の規定にかかわらず、第十九条の四十六第二項に規定する検査対象船舶がその船級の登録を抹消されたときは、当該検査対象船舶に交付された海洋汚染等防止証書の有効期間は、その抹消の日に満了したものとみなす。

8 国土交通大臣は、海洋汚染等防止証書を交付する場合には、当該検査対象船舶の用途、航行する海域その他の事項に関し必要な条件を付し、これを当該海洋汚染等防止証書に記載することができる。

(国際海洋汚染等防止証書)

第十九条の四十三 国土交通大臣は、国際航海に従事する検査対象船舶(有害水バラスト処理設備を設置し、又は有害水バラスト汚染防止措置手引書を備え置き、若しくは揭示すべき検査対象船舶にあつては、国際航海に従事しないものを含む。)の船舶所有者の申請により、第十九条の三十七第一項の国土交通省令で定める区分に従い、国際海洋汚染等防止証書を交付するものとする。

2 国土交通大臣は、前項の国際海洋汚染等防止証書(以下「国際海洋汚染等防止証書」という。)の交付に当たつては、当該検査対象船舶に係る海洋汚染等防止証書若しくは臨時海洋汚染等防止証書又は船舶検査証書(船舶安全法第九条第一項の船舶検査証書をいう。)若しくは臨時航行許可証(同条第二項の臨時航行許可証をいう。)の記載その他の事項を審査して、行うものとする。

3 国際海洋汚染等防止証書の有効期間は、海洋汚染等防止証書の有効期間の満了する日(臨時海洋汚染等防止証書の交付を受けた船舶(有害水バラスト処理設備を設置し、又は有害水バラスト汚染防止措置手引書を備え置き、若しくは揭示すべき湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。第十九条の四十八第一項、第二項及び第四項、第十九条の五十二第二項、第十九条の五十三第二項、第四十八条第四項及び第九項、第四十九条、第五十条、第五十一条、第五十五条の二第四号及び第五号、第五十八条第十号並びに第六十五条第一項から第三項までにおいて同じ。)にあつては、当該臨時海洋汚染等防止証書の有効期間の満了する日)までとする。

4 第十九条の三十七第二項ただし書及び第五項から第八項まで並びに第十九条の四十の規定は、国際海洋汚染等防止証書について準用する。

(国土交通省令への委任)

第十九条の五十四 検査の申請書の様式、検査の実施方法その他海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査に關し必要な事項並びに海洋汚染等防止証書、臨時海洋汚染等防止証書及び国際海洋汚染等防止証書の様式、これらの証書の交付、再交付及び書換えその他これらの証書に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(経過措置)

第五十四条 この法律の規定に基づき、命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に關する経過措置及び経過措置に關する罰則を含む。)を定めることができる。

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一十号）（抄）

（燃料油の品質の基準等）

第十一条の十 法第十九条の二十一第一項の政令で定める海域は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める基準は、当該海域ごとにそれぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

海域	基準
一 別表第一の五に掲げるバルティック海海域、別表第二の二備考第六号に規定する北海海域並びに別表第五に掲げる北米海域及び米国カリブ海海域	硫黄分の濃度が質量百分率〇・一パーセント以下であり、かつ、無機酸を含まないこと。
二 前号に掲げる海域以外の海域	硫黄分の濃度が質量百分率〇・五パーセント以下であり、かつ、無機酸を含まないこと。

別表第一の五（第一条の九、第一条の十、第十一条の十関係）

海域名	海域の範囲
地中海海域	北緯四十一度の緯度線を地中海と黒海の境界線とし、ジブラルタル海峡における西経五度三十六分の子午線を西端とする地中海（湾を含む。）の海域
バルティック海海域	ボスニア湾、フィンランド湾及びスカゲラック海峡のスカウを通る北緯五十七度四十四・八分の緯度線を境界線とするバルティック海への入口の海域を含むバルティック海の海域
黒海海域	北緯四十一度の緯度線を地中海と黒海の境界線とする黒海の海域
南極海域	南緯六十度以南の海域

北西ヨーロッパ海域	北緯四十八度二十七分西経六度二十五分の点から陸岸まで九〇度に引いた線、同点、北緯四十九度五十二分西経七度四十四分の点、北緯五十度三十分西経十二度の点、北緯五十六度三十分西経十二度の点及び北緯六十二度西経三度の点を順次結んだ線、同点から陸岸まで九〇度に引いた線並びに陸岸により囲まれた海域のうちバルティック海海域以外の海域
ガルフ海域	北緯二十二度三十分東経五十九度四十八分の点と北緯二十五度四分東経六十一度二十五分の点を結んだ線以西の海域
南アフリカ南部海域	南緯三十一度十四分東経十七度五十分の点、南緯三十一度三十分東経十七度十二分の点、南緯三十二度東経十七度六分の点、南緯三十二度三十二分東経十六度五十二分の点、南緯三十四度六分東経十七度二十四分の点、南緯三十六度五十八分東経二十度五十四分の点、南緯三十六度東経二十二度三十分の点、南緯三十五度十四分東経二十二度五十四分の点、南緯三十四度三十分東経二十六度の点、南緯三十三度四十八分東経二十七度二十五分の点及び南緯三十三度二十七分東経二十七度十二分の点を順次結んだ線並びに陸岸により囲まれた海域
北極海域	北緯五十八度西経四十二度の点、北緯六十四度三十七分西経三十五度二十七分の点、北緯六十七度三・九分西経二十六度三十三・四分の点、北緯七十度四十九・五六分西経八度五十九・六一分の点、北緯七十三度三十一・六分東経十九度一分の点及び北緯六十八度三十八・二九分東経四十三度二十三・〇八分の点を順次結んだ線、イリピルスコエの陸岸の北緯六十度の点からエトリン海峡を通る陸岸まで九〇度に引いた線、ハドソン湾西岸の北緯六十度の点と北緯六十度西経五十六度三十七・一分の点を結んだ線、同点及び北緯五十八度西経四十二度の点を結んだ線並びに北緯六十度以北の陸岸により囲まれた海域

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）（昭和四十六年政令第二百一号）（抄）

（国際海洋汚染等防止証書）

第二十六条 法第十九条の四十三第一項の規定により交付する国際海洋汚染等防止証書は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

- 一 油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書 国際油汚染防止証書（第十二号様式）
 - 二 有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止緊急措置手引書 ばら積みの有害液体物質の運送のための国際汚染防止証書（第十二号の二様式）
 - 三 ふん尿等の排出防止に関する設備 国際汚水汚染防止証書（第十二号の三様式）
 - 四 有害水バラストの排出防止に関する設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書 国際水バラスト管理証書（第十二号の四様式）
 - 五 大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書 国際大気汚染防止証書（第十二号の五様式）
- 2 海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和四十年運輸省令第三十九号）第二条第一項第七号に掲げる国際液体化学薬品ばら積船適合証書は、前項第二号に掲げるばら積みの有害液体物質の運送のための国際汚染防止証書とみなす。

○国土交通省令第十一号
 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の五十四及び第五十四条の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 令和二年二月二十八日
 国土交通大臣 赤羽 一嘉

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令
 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第十二号の五様式（第二十六条関係） (略)</p> <p>2.3 硫黄酸化物 (SOx) 及び粒子状物質 (第14規則) Sulphur oxides (SOx) and particulate matter (regulation 14)</p> <p>2.3.1 船舶が、第14規則3に規定する排出規制海域外を運航する場合には、 When the ship operates outside of an emission control area specified in regulation 14.3, the ship uses:</p> <p>1 硫黄分の濃度が0.50%m/m以下の燃料油を使用し、これを燃料油供給証明書で証明し、又は fuel oil with a sulphur content as documented by bunker delivery notes that does not exceed the limit value of 0.50% m/m, and /or <input type="checkbox"/></p> <p>2 0.50%m/m以下の硫黄分濃度の燃料油を使用する場合と少なくともSOx放出低減の観点から同様の効果があるものとして、第4規則1により承認され、2.6の表に記載された同等物を使用する。 an equivalent arrangement approved in accordance with regulation 4.1 as listed in paragraph 2.6 that is at least as effective in terms of SOx emission reductions as compared to using a fuel oil with a sulphur content limit value of 0.50% m/m <input type="checkbox"/></p>	<p>第十二号の五様式（第二十六条関係） (略)</p> <p>2.3 硫黄酸化物 (SOx) 及び粒子状物質 (第14規則) Sulphur oxides (SOx) and particulate matter (regulation 14)</p> <p>2.3.1 船舶が、第14規則3に規定する排出規制海域外を運航する場合には、 When the ship operates outside of an Emission Control Area specified in regulation 14.3, the ship uses:</p> <p>1 硫黄分の濃度が下記の基準値以下の燃料油を使用し、これを燃料油供給証明書で証明する。：又は fuel oil with a sulphur content as documented by bunker delivery notes that does not exceed the limit value of:</p> <p>4.50% m/m (2012年1月1日前) 4.50% m/m (not applicable on or after 1 January 2012); or <input type="checkbox"/></p> <p>3.50% m/m (2012年1月1日以後、2020年1月1日前) 3.50% m/m (not applicable on or after 1 January 2020); or <input type="checkbox"/></p> <p>0.50% m/m (2020年1月1日以降) 0.50% m/m, and /or <input type="checkbox"/></p> <p>2 下記の硫黄分濃度の燃料油を使用する場合と少なくともSOx放出低減の観点から同様の効果があるものとして、第4規則1により承認され、2.6の表に記載された同等物を使用する。 an equivalent arrangement approved in accordance with regulation 4.1 as listed in paragraph 2.6 that is at least as effective in terms of SOx emission reductions as compared to using a fuel oil with a sulphur content limit value of:</p> <p>4.50% m/m (2012年1月1日前) 4.50% m/m (not applicable on or after 1 January 2012); or <input type="checkbox"/></p> <p>3.50% m/m (2012年1月1日以後、2020年1月1日前) 3.50% m/m (not applicable on or after 1 January 2020); or <input type="checkbox"/></p> <p>0.50% m/m (2020年1月1日以降) 0.50% m/m <input type="checkbox"/></p>

2.3.2 船舶が、第14規則 3 に規定する排出規制海域内を運航する場合には、

When the ship operates inside an emission control area specified in regulation 14.3, the

ship uses :

1 硫黄分の濃度が0.10% m/m以下の燃料油を使用し、これを燃料油供給証明書で証明し、又は

fuel oil with a sulphur content as documented by bunker delivery notes that does not exceed the limit value of 0.10% m/m. and/or

2 0.10% m/m以下の硫黄分濃度の燃料油を使用する場合と少なくともSOx放出低減の観点から同様の効果があるものとして、第4規則 1により承認され、2.6の表に記載された同等物を使用する。

an equivalent arrangement approved in accordance with regulation 4.1 as listed in paragraph 2.6 that is at least as effective in terms of SOx emission reductions as compared to using a fuel oil with a sulphur content limit value of 0.10% m/m

2.3.3 第4規則 1により承認され、2.6の表に記載された同等物を設置しない船舶にあつては、使用する目的で搭載する燃料油の硫黄分濃度は0.50% m/m以下とし、これを燃料油供給証明書で証明する。

For a ship without an equivalent arrangement approved in accordance with regulation 4.1 as listed in paragraph 2.6, the sulphur content of fuel oil carried for use on board the ship shall not exceed 0.50% m/m as documented by bunker delivery notes

(略)

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和二年三月一日から施行する。

(経過措置)

第一条 この省令の施行の際現に交付されているこの省令による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第十二号の五様式による国際大気汚染防止証書は、この省令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第十二条の五様式による国際大気汚染防止証書とみなす。

2.3.2 船舶が、第14規則 3 に規定する排出規制海域内を運航する場合には、

When the ship operates inside an Emission Control Area specified in regulation 14.3,

the ship uses :

1 硫黄分の濃度が下記の基準値以下の燃料油を使用し、これを燃料油供給証明書で証明する。：又は

fuel oil with a sulphur content as documented by bunker delivery notes that does not exceed the limit value of :

1.0% m/m (2015年1月1日前)

1.0% m/m (not applicable on or after 1 January 2015) ; or

0.1% m/m (2015年1月1日以後)

0.1% m/m. and/or

2 下記の硫黄分濃度の燃料油を使用する場合と少なくともSOx放出低減の観点から同様の効果があるものとして、第4規則 1により承認され、2.6の表に記載された同等物を使用する。

an equivalent arrangement approved in accordance with regulation 4.1 as listed in 2.6 that is at least as effective in terms of SOx emission reductions as compared to using a fuel oil with a sulphur content limit value of :

1.0% m/m (2015年1月1日前)

1.0% m/m (not applicable on or after 1 January 2015) ; or

0.1% m/m (2015年1月1日以後)

0.1% m/m

(新設)

(略)